

平成29年旭市議会第2回定例会委員会会議録目次

文教福祉常任委員会 平成29年6月21日（水）

| | |
|------------|----|
| 付議事件 | 1 |
| 出席委員 | 1 |
| 欠席委員 | 1 |
| 委員外出席者 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 事務局職員出席者 | 2 |
| 開会 | 3 |
| 所管事項の報告 | 5 |
| 請願の審査 | 12 |
| 請願の採決 | 19 |
| 意見書案の説明 | 20 |
| 閉会 | 23 |

総務常任委員会 平成29年6月22日（木）

| | |
|------------|----|
| 付議事件 | 27 |
| 出席委員 | 27 |
| 欠席委員 | 27 |
| 委員外出席者 | 27 |
| 説明のため出席した者 | 27 |
| 事務局職員出席者 | 28 |
| 開会 | 29 |
| 議案の説明、質疑 | 30 |
| 議案の採決 | 35 |
| 所管事項の報告 | 36 |
| 閉会 | 40 |

文教福祉常任委員会

平成29年6月21日（水曜日）

付議事件

《付託請願》

請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第 3号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」
採択に関する請願

出席委員（8名）

| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 委員長 | 伊藤 房代 | 副委員長 | 林 晴道 |
| 委員 | 林 正一郎 | 委員 | 高橋 利彦 |
| 委員 | 林 俊介 | 委員 | 佐久間 茂樹 |
| 委員 | 木内 欽市 | 委員 | 景山 岩三郎 |

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

| | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 副議長 | 向後 悦世 | 議員 | 高橋 秀典 |
|-----|-------|----|-------|

（請願紹介議員）

説明のため出席した者（22名）

| | | | |
|---------|-------|---------|--------|
| 教育長 | 埴田 哲雄 | 環境課長 | 井上 保巳 |
| 保険年金課長 | 遠藤 茂樹 | 健康管理課長 | 木内 喜久子 |
| 社会福祉課長 | 角田 和夫 | 子育て支援課長 | 小橋 静枝 |
| 高齢者福祉課長 | 浪川 恭房 | 庶務課長 | 栗田 茂 |
| 学校教育課長 | 佐瀬 史恵 | 生涯学習課長 | 高安 一範 |
| 体育振興課長 | 加瀬 英志 | その他担当員 | 11名 |

事務局職員出席者

事務局長 大 矢 淳

事務局次長 花 澤 義 広

副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤房代） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、向後副議長、委員の皆様をはじめ、執行部の皆様にはお集まりをいただき、大変にありがとうございます。どうぞきょう一日よろしく願います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、高橋秀典議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解願います。

本日、議長に代わり、向後副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶を願います。

向後副議長。

○副議長（向後悦世） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました請願2件について審査していただくことになっております。

どうぞ慎重なる審議のほど願います。簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願います。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

所管事項の報告等のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、冨田教育長よりご挨拶を願います。

冨田教育長。

○教育長（冨田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表しご挨拶を申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会では、審査を願います。議案はございませんが、所管事項の報

告を各担当から申し上げさせていただきます。

また、本日は、4月の人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長を紹介させていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤房代） はい、よろしくお願いいたします。

○教育長（夢田哲雄） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介をさせますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課長、栗田です。よろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（角田和夫） この4月より社会福祉課となりました角田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 今年4月より保険年金課に参りました新米の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（高安一範） この4月より生涯学習課長となりました高安です。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 4月より学校教育課でお世話になっております佐瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） この4月より高齢者福祉課に参りました浪川です。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（小橋静枝） この4月より子育て支援課長に任命を受けました小橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○体育振興課長（加瀬英志） 体育振興課、加瀬です。よろしくお願いいたします。

○健康管理課長（木内喜久子） この4月に健康管理課長となりました木内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長（井上保巳） 環境課2年目となります井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

去る6月13日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案はありません。

所管事項の報告

○委員長（伊藤房代） ただいまから所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 社会福祉課より1点ご報告させていただきます。

臨時福祉給付金、経済対策分について報告いたします。

4月初旬から申請を受け付けしております。第1回目の支給を5月31日までに5,479人、8,218万5,000円の振り込みを行ったところでございます。

6月12日現在、8,893人から申請を受理しており、発送人数の約7割に相当いたします。

また6月29日には、第2回目の支給を3,193人、4,789万5,000円の振り込みを予定しております。

なお、申請受け付け終了日は7月31日となっておりますので、今後も適正な処理と、申請漏れのないよう広報紙等で周知に努めます。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤房代） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、子育て支援課より子育てガイド「すくすく育てあさひっ子」について報告いたします。

先に議員の皆様には、郵送にて届けさせていただいてございます。

平成27年3月に策定いたしました旭市子ども・子育て支援事業計画における各種施策を推進するため、官民協働により子育てガイド「すくすく育てあさひっ子」を作成し、市内の小学3年生以下の子どもがいる世帯に、小学校、保育所等を通じて配布いたしました。

さらに、子育て支援課、子育て支援センターハニカム、健康管理課の窓口に設置し、転入者や妊産婦に対しても配布してまいります。

また、市内外へのPR、情報発信の手段として、ホームページの掲載やスマートフォンから利用できる電子書籍版についても配信しております。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、繰り越し予算にて今年度実施しております、防災機能強化工事及び第一中学校大規模改造工事の進捗状況について申し上げます。

初めに、古城小学校、鶴巻小学校の防災機能強化工事につきましては、天井材の落下防止と老朽化による改修を目的に2月に着工いたしまして、順調に進捗しているところでござい

ます。古城小学校は7月末に、鶴巻小学校は8月末の完成を目指しております。そして、中央小学校と干潟中学校の防災機能強化工事についても、契約の相手方が決定し、工事に着手したところでございます。工期は、中央小学校が11月末、干潟中学校は来年2月を予定しております。

次に、第一中学校校舎大規模改造工事についてですが、昨年6月に着工し、最上階であります4階から順次、下の階に工事を進めまして、現在1階部分と南側外壁の改修をしております。8月末の完成に向けて順調に進捗しているところでございます。

以上で庶務課からの報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 体育振興課より関連する事業及び施設関係について3点ほど報告いたします。3点とも資料はございません。

1点目、東京オリンピック事前キャンプ地誘致について報告いたします。

議会答弁と一部重複しますが、5月26日から31日までの6日間、市長、旭市体育協会会長、旭市卓球協会会長と体育振興課職員2名、計5名で事前キャンプ地誘致のためドイツ・デュッセルドルフ市を訪問いたしました。デュッセルドルフ市長、ボルシア・デュッセルドルフチームの代表、並びにドイツ卓球連合会長、及びドイツ代表監督と面談し、口頭ではありますが、事前キャンプを行う場合、旭市にしたい旨の確約をいただきました。

2点目ですが、1,000キロメートル縦断リレーについて報告します。

平成25年から実施し、今年で5回目となる東日本大震災の被災地域を縦断する「未来（あした）への道・1000km縦断リレー・2017」が今年も開催されます。

主催は東京都及び東京都文化事業団で、約1,250キロ、150区間をランニングと自転車でリレー形式でたすきをつなぎ、青森県庁をスタートし、東京都をゴールとするものとなっております。

目的としましては、被災地でのリレーを通じ、東日本大震災の記憶の風化を防止し、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の聖火リレーを視野に入れたルートを走り、全国と被災地とのきずなを深めるというものです。

期間は、7月24日月曜日から8月7日月曜日までの15日間で、後半の8月5日、6日、土曜、日曜日は、旭市が中継地としてコースに含まれております。

3点目になります。3点目は、月曜休館の体育施設の開放について報告いたします。

さらなるスポーツの振興を図る目的で、本年8月の各月曜日、4日間ございますけれども、

この4日間について、飯岡地域の体育館、野球場、庭球場の3施設、及び干潟地域のさくら台野球場、庭球場の2施設、合わせて5施設を開放いたします。

昨年度の実績としましては、飯岡体育館で8件、飯岡野球場1件、計9件で221名の施設利用がありました。

昨年は、飯岡庭球場と干潟さくら台の施設利用はありませんでした。

また、開放に係る市民等への周知については、市のホームページ並びに5月15日号の広報でお知らせをいたしております。

以上で体育振興課の報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは今、報告の中で、デュッセルドルフの件についてお伺いしたいと思いますが、市長が行かれて、好成果であったと、喜ばしいことかと思うんですが、この間の本会議答弁の中で、90%ぐらいの確率だということであったんですが、これはトップセールスで市長が行かなかった場合にはどのぐらいのパーセンテージであったのかなということを知りたいと思うのと、あと事前キャンプ地の誘致が決まって、キャンプを行ってもらえることになった場合、整備費用は幾らぐらいこれから、主な整備はどういうことで、費用がどのぐらいかかるものなのか、お伺いしたいと思います。ちなみに、これまでの整備費用も併せてお伺いできたらと思います。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） それでは、林委員のご質問にお答えいたします。

もし市長が行かなかった場合、市長が行った結果を90%と回答しておりますけれども、これはもうトップセールスがあって初めて成り立ったものですので、市長が行かなかった場合は、極端な話、何の効果もなかったのではないかと思います。

それと、キャンプをやる場合の費用ですけれども、昨年、エアコン等で約7,000万円だったかと思います。施設にかかっております。また、誘致のためには、最高のものをそろえなければいけないというような情報もある中で、卓球台については、オリンピック仕様と同じものをそろえるということで、今年度、約400万円ほどの施設等の充実を考えておりますので、おおむね8,000万円とか9,000万円、1億円弱、誘致に関しては、費用としてはかかる見

込みと考えております。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） ありがとうございます。

6月の議会でも同じような質問をしたんですが、ぜひその時に明確に、行かなかったら来ないけれども、行ったら来るんだよと、そういうことを言ってもらえればありがたかったなと、そういうふうに思いますね。行ったから来られるんだということであるのであれば、やっぱり行く前にそういうことをはっきり言ってもらったほうが分かりやすいですね。その点ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、多額の整備費用をかけて来てもらって、経済効果などはどのぐらいを見込んでいるのか、分かるようでしたらお答えいただきたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 行かなかったら来ないんだよ、行ったから来るんだよということが分かっていたのではないかということだと思いますが、これについては、トップセールスを行うことによって意味があると。ただ、行って効果があるかどうか、相手と会えるかどうかは、調整をいろいろしていた中で、結果としていい返事をもらえただけです。市長が行かなかったら来ないんだよということではなくて、市長が行く前提で計画していたものです。市長が行って、いい返事をとりましょうということをやっていたものです。

それと経済効果、これも質問であって、全く見えないという旨を回答していると思います。幾ら使って幾ら返ってくるかという計算は、本当に全く分かりませんが、空調でかかった約7,000万円については、いわゆる熱中症対策も兼ねておまして、そういった意味では、事前誘致だけではなく、いろんな大会等における事故防止の意味では、役に立っているのかなど。オリンピックについて言いますと、その施設がないと組織委員会への登録要件にはなりませんので、経済効果という数字については出しておりません。申し訳ございません。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） そういうことでありましたら、誘致が成功して実際に来ていただくことになった場合、人事交流というものですかね、卓球をやっている子どもたちだとか、そういう市内の卓球をされている方々との交流だとか、そういう面はどのような考えでいるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 当然、誘致になりまして、事前キャンプというのは、訪問する国の主張が重要視されますので、旭市のほうで何をやってくれ、かにをやってくれというのが通るものではございませんけれども、このオリンピック誘致に関しましては、機運を高めるために、2年に1回、今、旭市を会場にして行っています世界ジュニア大会とかいろんな大会において、オリンピック選手の講演会とか、オリンピックを印象づけるようなこと、事前誘致につながるような取り組みをしていく予定です。まだ計画中にはありますけれども、これも今、日本卓球協会のほうの関係者と相談しながら講演会を予定しているところです。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、お尋ねします。

東京オリンピックでも、まず経済効果を最優先にしているわけですね。そんな中で、旭市が誘致するということは、どういう経済効果を狙っているのか。経済効果というか、何を目的に誘致したのか、お尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 何を目的にということ、ちょっと今資料がなくて、言葉がうまく説明できませんが、いわゆる事前キャンプ、オリンピックへの機運が盛り上がる中で、そういったキャンプ地を誘致することによって、市のPRだったり、オリンピック選手との交流を深めることによって市の活性化が図られたり、いろんな利点が見えた経緯があって、誘致本部ができたこと記憶しております。ですから、その時には、経済効果という項目は、特に入れていなかったかと思えます。こんな回答になってしまいますが、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ただPRとか、それから誘致した中でその選手と云々であったら、何の経済効果もない。そして、これは本当にただ一部の人間だけなんですよね。そんな中で、なぜ税金の無駄遣いをするのか、お尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 誘致をするという方向の中で、誘致が決まればいろんな人も来るだろう、結果として、旭市を訪れてくれる人もいるだろうといういろんな予測的なものがあったと思いますが、なぜかというと、はっきりしたものは出ておりません。いわゆるオリンピックというものが、過去には、50年前ですから、一生のうちに一回来るかどうかと

いうビッグイベント、それをどう使おうかというような絡みで起きているものですので、確かに単純な経済効果を出さない中でやったことについては、何の言葉もありませんけれども、そういった目に見えない感動等を与える大会を利用して、何かよくなる機運を持ってこようということでやっています。税金の無駄遣い云々となりますと、今の段階では何とも言えませんが、誘致するために必要なことをやっているということでご理解いただけたらと思います。

○委員長（伊藤房代） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 課長の答弁を聞いていると、税金の使い方、行政の税金の使い方というものは、税金というものは、広く、薄く、多くの人に利益を与えるというのがこの税金の使い方の基本理念なんですよ。

だから、卓球をやって、何人の人間がそれにいるんだということですよ。ほんの50人か100人では、6万5,000人には広く薄くというわけにはいかない。だから、何を大義にして誘致して、1億円もかけたかということなんですよ。課長、それが一番、第一義的に何を大義にして。

ただ、東京オリンピックでやっているから、祭りだから、俺らも祭りの何かお裾分けしてもらおうというような考えで誘致、誘致とやってもまた困るわけですよ。1億円も使ってしまった。設備投資したのは、将来のためにこの団体、卓球だけでなく、バレーボールとかいろんな人の団体がこのように、年間これだけの人間が使用するから、7,000万円の冷暖房施設をかけても決して無駄ではないと思うというなら話は分かるんですよ。税金の使い方の基本理念が、課長の考えでは、私は疑問を抱かざるを得ないと、こういうふうに思います。もう少し税金の使い方、執行の仕方だな、要するに。基本理念を再度、あんた、答弁願います。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 大変言葉が足りず失礼いたしました。ありがたいお言葉ありがとうございます。

今、林正一郎委員が言っていたように、体育館の冷房施設も組織委員会の登録のために必要な経費ではありますけれども、通常使われる市民の方、当然その方々が事故を起こさないためには、あらゆる面で役に立っているのは現実でございます。卓球だけに絞って回答してしまうような回答になってしまいまして、大変失礼いたしました。

税金についての考え方、今以上に厳しく自分に言い聞かせて対応させていただきます。よろしく願います。

○委員長（伊藤房代） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） だから、その体育館、約7,000万円、約1億円かけたんだから、どう
いう業種の団体が使用しているんだということを聞いているんですよ。利用者が多ければ、
1億円かけても、仮にそれが卓球のキャンプの予定地にならなくても、やむを得ないだろう
と私は思います。

ただし、ドイツまで行った飛行機賃と、これは無駄遣いになってしまいますけれども、来
なかった場合には。そういった場合には、損害賠償の問題が出てこないとも限らないから、
私はあまりその点に対しては深く突っ込みませんがね。あの体育館をどれだけの業種、団体、
要するに中学の生徒から、それからいろんな市民の団体が、どれだけの業種が年間利用する
んだと、だからこれだけの設備をしても将来のためにはいいんだと。その利用する人のため
に有効活用できるということであるならば、私は何ら異議は申しませんが、ただ、祭りの隅
に、自分らも祭りに少し乗りたいなということで、その誘致のために1億円もかけちゃって、
あとは利用価値がないということだったら、これは大変なことだよということです。

1億円といたら大変なこと。旭市が、税金がやっと3億円ほど上乗せできるようになっ
たと喜んでいるわけですよ、執行側は。その3分の1を大した利用価値もないものに使
ってしまったといたら大変なことですよ、あんた。課長、もう少し、行政マンはいかに税
金を広く、薄く、多くの人に喜ばれる税金の使い方というものは、それが基本理念なんです
よ。あなたに課せられた責務なんです。そういった考えを持って執行に当たっていただきた
いと。再度ご答弁願います。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） では、まず利用者がどんな関係者がいるのかということです。

今、委員もおっしゃられました小学生、中学生、また高校生、当然一般ございますが、大
きな団体としては、もちろん卓球があります。バレーボールがあります。バスケットボール
があります。あと剣道であったり、その他体育館を使う利用者がたくさんいる中で、昨年、
200万人達成もやりましたので、おおむね年間約10万人程度、体育館の利用者はいると考
えられます。ですから、卓球だけの話をしてしまったがためにいろいろ誤解を招きましたけれ
ども、卓球以外の方々にも快適に過ごせるような設備投資であったかと考えております。

また、先ほどの税金に対する基本理念、改めて自分に言い聞かせながら執行させていただ
きたいと思います。よろしく願います。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 経済効果を考えていなかったということでございますが、そういう中で、誘致となったら、何人くらい向こうから選手を含めて来るのか。それからその際、旭市にそれなりの宿泊施設があるのか。その辺をどのように検討してあるのか、お尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 誘致の関係ですけれども、この事前キャンプ地誘致する場合は、事前キャンプをするチームに主権がありますので、種目によって何人来るかは分かりません。ただ、卓球ですと、おおむね20とか30、そういう人数ではないかなと考えております。

宿泊施設はどうするかということですが、オリンピック事前キャンプ誘致の関係で、東京都の組織委員会に登録する場合、対応できる種目と宿泊施設、必ずこれをセットで登録しなさいということになっていますので、現在、旭市が登録しているのは、かんぼの宿、それとサンモール、さらにはいいおか潮騒ホテル、この3つの施設を宿泊施設として登録している状況です。

以上です。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（伊藤房代） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は、退室してください。

なお、10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○委員長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第2号、

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第2号について審査に入ります。

紹介議員であります高橋秀典議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（高橋秀典） おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、文教福祉常任委員の皆様におかれましては、本日、貴重なお時間を割いていただきましたことを心より御礼申し上げます。

当該の請願であります。まず第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」に関してでございます。

請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体とありますが、こちらの団体ですが、構成団体といたしまして、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、また県内小・中・高等学校の校長会、また千葉県教職員組合、そして私も会長を務めておりましたが、千葉県PTA連絡協議会等、まさに県教育界が一丸となって、文字どおり子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する、そういった団体でございます。

請願の趣旨でございますが、お手元の文書にありますとおり、これまでどおり国民にひとしく義務教育を保障するためには、義務教育費の国庫負担は不可欠であります。万が一これが崩れますと、多大な財政負担を地方自治体に課すこととなり、厳しい地方財政をさらに圧迫し、ひいては教育の地域格差を引き起こすことが考えられます。したがって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望するものでありまして、どうぞ採択いただけますようお願いするものであります。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 高橋秀典議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 請願第2号について説明をさせていただきます。

今回の「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願は、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、教育長協議会、県PTA連絡協議会、県小学校長会、中学校長会、ほか千葉県の教育界を代表する22団体で作る子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長名で採択を求められた請願でございます。会長は、茂原市教育委員会教育長職務代理者であります。

未来を担う子どもたちの健全育成をつかさどる学校教育を充実させるためには、教職員の安定した確保が不可欠です。その財源措置として、教職員に係る経費の3分の1を国が負担する義務教育費国庫負担制度がありますが、この負担の割合も恒常的な措置ではなく、制度そのものが廃止される可能性もあります。さらに、事務職員、学校栄養職員の国庫負担を外し一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれています。全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる基盤がこの義務教育国庫負担制度であると考えます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、国で学級の定員規模ですか、縮小を打ち出している中で、旭市は、小・中学校で35人を超えるクラスは何クラスあるのか、お尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 数字で申しますと、1年生は35人を超える学級はありませんけれども、何年生が35人を超えるとかというところでしょうか。

弾力といいますか、例えば標準の学級、1年生は35人ですけれども、2年生以上は40人というふうに国では決められているんですが、千葉県では、2年生以上が35人とか、3年生が35人というふうに弾力的な運用を行っております。旭市もそのように弾力的な運用を行っている学級が、私の持ちだと今年は10学級ございます。

2年生以上で35人を超える学級ということでしょうか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（佐瀬史恵） すみません、それに関しましては、今、手持ちの資料がございませんので、追って委員のほうにお伝えするというところでよろしいでしょうか。すみません、混乱させて申し訳ありませんでした。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから、学校の事務職員、それから学校の栄養職員、この学校の事務職員については、これは職員何人で1人ということになっているのか、それとも生徒何人で1人ということになっているのか。

また、学校の栄養職員、今、旭市の場合は、全て委託でやっているわけですね。そういう

場合には、基準があるのか。また、自前で、市で給食センターをやる場合と委託では、また栄養職員の人数が違うのか、それをお尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 事務職員につきましては、学校の学級数によって決まっております。変動がありますので、最新の情報は、また先ほどの情報と一緒にお伝えしたいと思います。

それから、栄養職員については、地域に何人ということでは配置をされております。それについても一緒にデータをお持ちしたいと思います。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、義務教育費国庫負担金、これが適用されなくなった場合に、地方自治体に財政負担が課されるというようなことだと思うんですけども、もし地方財政にこの部分が課された場合には、具体的にどのぐらいの金額が旭市の負担としてかかってくるものなのか。

それから、昨今、文科省のほうのそんたくというか、不祥事というか、いろいろなそういうことがメディア等で取り上げられておりますが、本市の教育行政の理念から見た場合に、その部分のことに関しては、どのようなご見解があるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 1点目の市町村への影響ということですが、この制度は、教職員の確保と適正配置のために必要な財源を確保するというので、都道府県に対して国が負担するものでありますので、直接市町村に交付されるものではありませんので、影響はないというふうに考えておりますが、また詳しく調べたいと思います。

それから、2点目の、すみません、もう一度、ごめんなさい、質問をお願いしたいと思います。そんたくについてでしょうか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（佐瀬史恵） そんたくについての見解ということでしょうか。

例えば私、昨年まで現場で校長をやっておりましたが、校長は、学校を経営するときには、経理理念や経営方針があります。それを教頭、教諭は、その方針をよく理解して、そして自分の学級経営ですとか、教頭の運営は、その校長の方針にのっとって、全く真逆のほうへ行きますと経営が進みませんので、その辺りはよく考えて、理解してやっていただい

ていたと思います。

それは、そんなくと問われれば、そういうふうにはなるとは思いますけれども、利害関係とか、個人的な利害とか一部の利害で判断するとかということではなければ、やはり組織は、トップの経営方針がありますので、それを考慮するというのは、それは存在するとは思いますが。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、ここが一番最後の段落のところにあるんですけども、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものとここで記載されているんですけども、本市に与える影響がないのであれば、この文章、この部分は必要なのかどうか、必要ないのではないのかと思うんですが、お伺いいたします。

○委員長（伊藤房代） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 本市に与える影響というか、国から県に交付されるものですが、直接それが国から市ということではないんですけども、そのお金が削減されることによって、旭市の教育自体が、先ほどもありましたように、平等性を欠くとか、公平性を欠くとか、そういうふうに影響が出るというふうに思います。直接的な金銭的な影響というよりは、教育内容とか質の面での影響が出るということでございます。なので、外せないということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、続いて請願第3号について、紹介議員であります高橋秀典議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（高橋秀典） それでは、第3号でございます。「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願であります。

請願者は、第2号と同じ、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会でございます。

申し上げるまでもなく、教育は、これからの日本の未来を担う子どもたちを心豊かに、そして健やかに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取り巻く関係も変化し、教育における諸課題はもちろんでありますが、子ども

の安全確保等においても多くの課題が山積しております。

こうした中、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があり、一方で教育の無償化が検討・議論されてはおりますが、まずは基本となる部分として、お手元の文書にあります7項目を中心とした予算がしっかり確保されることが大前提であります。ぜひ平成30年度に向けての教育予算の拡充、充実を国に対し働きかけていただきたいと思いますので、採択をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 高橋秀典議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 請願第3号は、請願第2号と同一の団体からなるものであります。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することは、児童・生徒の学力向上に直結することです。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組み、就学援助や奨学金事業に係る予算の拡充を求めることは、非常に重要なことと考えます。特に、教科書無償制度は、経済状況からだけでなく、教育を受ける権利がひとしく保障されていることから維持していかなければならない制度です。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、安全・安心な学習環境を保障するためにも、学校施設のさらなる整備が必要と考えます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 本市における学校施設のさらなる整備、具体的にどのようなところが残る整備が必要かと思われているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） それでは、庶務課のほうから回答させていただきたいと思います。

先ほども説明させていただきました耐震に対する天井の防災機能強化工事というところがございまして、その事業につきまして、今年やっておりますのは、先ほどご説明しました干

潟小学校と第二中学校を現在、来年度の改修に向けて設計中でございます。あと、共和小学校、矢指小学校、滝郷小学校が体育館の同じ非構造部材の耐震化の防災機能強化工事が残っております。あと、第一中学校、第二中学校、海上中学校の武道場のほうの防災機能強化工事もまだ残っております。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、各学校、子どもが少ないという中で、いろんな弊害が出ているわけですよ。例えば子どもらが希望する部活ができないとか、そういう中で、防災云々ということで、施設の改修をするのは、これはいいと思います。

しかしながら、反面、よくしたがために、今度は学校の統廃合、この問題になってきてしまうわけです。統廃合の問題を出したら、いや、こんなにせつかく立派にしてあるのに、何でこれをなくすんだと、そういう裏腹な面も出てくるわけですよ。そんな中で、学校の統廃合の計画は、今どのようになっているのか、お訪ねします。

○委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 学校の統廃合につきましては、総合管理計画の中で検討しております。教育委員会のほうでは、学校のあり方検討会を立ち上げてまして、そちらの中で現在、検討中でございます。まだ教育委員会の提言が出ておりませんので、提言が出ましたらまたご報告したいと思いますので、今現在では回答が出ていないということです。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしましてもそうなりますと、今の市が進めている行革、これとは全く逆行したようになるわけですよ。それだけ言って、あとは答弁はいいです。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。

大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時06分

○委員長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第2号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（伊藤房代） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（伊藤房代） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思えます。

事務局、意見書案を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（伊藤房代） 初めに、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

大矢事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、請願第2号の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

大矢事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、請願第3号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書（案）をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を

実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成30年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと確認なんですけれども、請願文書と、それから意見書の案で若干文章が変わっていますよね。それで多分、千葉県内の各市町村に同じような請願が出ているんだと思うんですけれども、この意見書の案というのは、請願者から出されている文面で、ほぼ各市町村全部共通になっていますか。その確認なんですけれども。

○委員長（伊藤房代） 大矢事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） ただいまのご質問でございますが、今回提出する意見書については、他の自治体との調整ということは現時点ではしておりませんが、この請願については、

過去にも継続して出ている状況がございまして、それらの他市町村の状況を見ますと、内容はほぼ同様のもので、表現は若干違う部分がございますが、内容はほとんど同様となっております。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、請願第3号の国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（伊藤房代） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 伊藤 房代

総務常任委員会

平成29年6月22日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第18号 専決処分の承認について

議案第19号 専決処分の承認について

議案第20号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長 伊藤 保
委員 平野 忠作
委員 太田 将範
委員 高橋 秀典

副委員長 米本 弥一郎
委員 島田 和雄
委員 有田 恵子

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 佐久間 茂樹

説明のため出席した者（24名）

副市長 加瀬 正彦
行政改革推進課長 小倉 直志
企画政策課長 阿曾 博通
税務課長 渡邊 満
会計管理者 島田 知子
監査委員局長 高木 昭治
その他担当員 13名

秘書広報課長 伊藤 義隆
総務課長 飯島 茂
財政課長 伊藤 憲治
市民生活課長 大木 廣巳
消防長 加瀬 寿勝

事務局職員出席者

事務局長 大 矢 淳

事務局次長 花 澤 義 広

副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きのうは雨でしたけれども、今、梅雨に入っておりまして、うっとうしい毎日が続いてお
りますけれども、どうかお体をご自愛されて頑張ってくださいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願
います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

なお、有田委員におかれましては、所要のため10時半に退席をされますので、よろしくお
願いをいたします。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、佐久間議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。
議長。

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案3議案について審査をしていただくことになっております。
どうか慎重なるご審議のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶
に代えさせていただきます。

伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。本日の委員会に審議をお
願いいたします議案でございますが、先ほど議長のご挨拶にもございましたとおり、3議案
でございます。

議案第18号から20号までということで、これらは全て専決処分の承認についてのものとな

ります。議案第18号は、旭市税条例等の一部改正、議案第19号は、都市計画税条例の一部改正、20号は、国民健康保険税条例の一部改正でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁できるよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げる次第でございます。

また、本日、人事異動後、初めての委員会ということで、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 保） よろしくお願ひします。

○副市長（加瀬正彦） それでは、順次自己紹介させますので、よろしくお願ひいたします。
私からは以上でございます。

○総務課長（飯島 茂） 総務課長の飯島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画政策課長（阿曾博通） 企画政策課長の阿曾でございます。よろしくお願ひします。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課2年目の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○消防長（加瀬寿勝） 消防長の加瀬でございます。よろしくお願ひします。

○秘書広報課長（伊藤義隆） おはようございます。

秘書広報課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○行政改革推進課長（小倉直志） 行政改革推進課の小倉でございます。よろしくお願ひいたします。

○税務課長（渡邊 満） 税務課長の渡邊でございます。2年目になります。どうぞよろしくお願ひします。

○監査委員事務局長（高木昭治） 監査委員事務局長の高木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○市民生活課長（大木廣巳） 市民生活課長の大木です。よろしくお願ひいたします。

○会計管理者（島田知子） 会計管理者兼会計課長の島田でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

○委員長（伊藤 保） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第18号、専決処分の承認について、議案第19号、専決処分の承認について、議案第20号、専決処分の承認についての3議案であります。

初めに、議案第18号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第18号につきましては、本会議で補足説明をしたところでございます。加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について質疑がありましたらお願いいたします。
米本委員。

○委員（米本弥一郎） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

議案第18号の補足説明で、地方税法等の一部を改正する等の法律が公布、施行されることに伴い、条例を改正するという説明でございましたが、この地方税法等の一部を改正する等の法律の改正の趣旨、目的といった、そもそもについてお伺いいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 地方税法の改正の趣旨でございますけれども、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、社会保障の安定財源の確保等を図るため、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から、所得の拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございます。

条例の第33条第4項と第33条第6項に、ただし第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときはこの限りではないという文言がありますけれども、行政をチェックする立場から、この中身についてお伺いいたします。

○委員長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） ただいまの条項、33条の第4項でございますけれども、特定配当等の所得について提出された申告書の内容に応じて総所得金額に含めるか含めないか、課税方式を決定できることになったものでございまして、内容的には、前年と変わりませんけれども、このただし書き以降にそれぞれ1、2ということで、1は市県民税申告書、2は確定申告書ということで、それぞれ明記したということでございまして、通常、株でありますけれども、分離で、所得税15%の市県民税5%、源泉徴収されるわけなんですけれども、確定申告を行った場合ということは、要は総合課税を行った場合と、それから別に市県民税の申告を行った場合、それぞれ別の選択ができると。例えば市県民税の申告を行って、株の所得を計上しますと、国税、それからその他の保険料等に所得としてみなされますので、そこに記載しなければ、そこは所得とみなされないということを本人が選択できるというものでございます。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 税条例61条の2について質問しますけれども、これは固定資産税の課税標準のことでありまして、法改正に伴って、わがまち特例の割合を2分の1に定めるというようなことでありました。

今回、4つの事業が追加されたということでもありますけれども、家庭的保育事業、それから居宅訪問型保育事業、事業所内の保育事業、それから市民緑地、これらがわがまち特例の対象事業というようなことに追加されたということでもありますけれども、そもそもわがまち特例といったような税制の制度について、私、不勉強で知らなかったわけでもありますけれども、この制度はどのようなものか、まずお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 通称わがまち特例という表現をしておりますけれども、正式な名称は、地域決定型地方税制特例措置というものでございます。これは平成24年度の税制改正から導入されたものでございまして、目的でございますけれども、地方の裁量を認めたほうが政策目的の達成に効果的であると考えられる特例措置について、地方団体が条例に規定することによって、課税標準に対する特例割合を一定の範囲内で定めることができるようにするというものでございまして、現在、24年から今年制定された分まで入れますと、17事業が

国のほうの施策として認定された事業がございます。

今年度は、保育事業ということで、4事業ほど制定されたわけなんですけれども、通常、国のほうでは、この選定された事業は、国の施策としてこういう事業を推進したいということから、固定資産税を減免するというので、国としては例えば、事業によってそれぞれなんですけれども、今回の保育事業に関しましては、3分の1から3分の2の間で市町村長が決められるということで、国の基準は2分の1だよというものでございます。

ただいま保育待機児童が結構多いと他の地方公共団体で問題になっておりますけれども、その一つの表れで、認定された保育事業の設置を促進しようという目的で、その市町村に合った、本当に足りないということであれば、3分の1に固定資産税を軽減して、さらなる誘致を進めるという施策を市町村が、画一的な権限ではなくて、市町村で実情に応じた割合を定めることということで、旭市としては、現在のところ待機児童等の問題もございませんので、標準的な国の示した2分の1をそのまま使用していると。この分につきまして、この基準以外、例えばもっと変えているという市町村はほとんどなく、だいたいが標準で軽減を行っているというところが多いようです。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 今回、この4つの事業が追加されたということでありまして、これまでどのような事業があったのか、その辺分かればお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 非常に旭市には直接関係ないような、例えば平成24年ですと、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設、それからあと下水道除害施設、それから備蓄倉庫、それから26年以降には浸水防止用設備、ノンフロン製品、汚水・廃液処理施設、それと大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設というようなことで、非常に細かくありまして、昨年、平成28年に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備ということで、自家消費型太陽光発電、それから風力、水力、地熱、バイオマス、そういうものが事業として認定されております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） これらの事業について、旭市では特に今のところこの軽減措置の対象に

なるような事業はないということでありますけれども、なる可能性もあるのかなといったような事業をされている方もいる可能性もありますよね。また、これから恐らくこういった取り組みをされる人もいますので、そういった中で、そういった場合、どのような手続きといたしますか、申請とか、そういうものを市に申請をしなければこういった措置は受けられないということになろうかと思えます。その辺についてちょっとご説明をお願いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） ただいま申し上げたこの事業につきましては、国の施策として、各関係省庁が進めている事業でございます。この事業を実施しようとする場合、まず一般の家庭というか、方は、これに直接かかわるということはないと思うんですけれども、その中で、そういう事業者にしてみれば、そういう軽減措置がある。例えばほかに補助金がもらえる、税の軽減措置があるというのは、十二分にそこらは承知した上で事業を行っていくものと見ております。ですから、そこらで必然的にこちらのほうに必要があれば申請を行うというもので、該当すれば、税務課としては、それを承認するというような考えでございます。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第19号につきましても本会議で補足説明したとおりでございます。加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第20号につきましても本会議で補足説明したとおりでございます。加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。あり

ませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(伊藤 保) これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第18号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第18号は承認することに決しました。

議案第19号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第19号は承認することに決しました。

議案第20号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第20号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、私から2点、庁舎建設と築山の整備についての進捗状況につきまして、口頭にて報告をさせていただきます。

まず、建設予定地の公園整備に使われた補助金の返還、1億1,000万円ほどでございましたが、この返還について申し上げます。

去る3月31日付をもって、国土交通省関東地方整備局長から補助金の返還がない旨、承認書の送付があったことを改めて報告させていただきます。

財産処分の条件につきましては、取り壊しが完了した際には、その旨報告すること、それのみでございます。その他の条件はなかったことを報告させていただきます。

では、事業の進捗でございますが、現在、当初予算で承認をいただきました設計業務に係る事務手続きを進めているところでございます。設計業務のうち、市民窓口の形態や庁舎内の案内板、それから什器等の配置計画、それから完成後の移転計画を定めるためのオフィス環境整備業務について、5月10日から公募型のプロポーザルによる手続きを実施し、3者からの参加申し出がありました。6月30日に選定審査会、プロポーザルを実施予定でありまして、契約は、7月中旬を見込んでいるところでございます。

また、本体工事に係ります基本・実施設計業務につきましては、平成29年、30年、今年、来年の2か年で設計を行い、31年、32年は監理業務を行っていく予定でございます。

この業務につきましては、6月1日から公募型プロポーザルによる手続きを実施しております。現在は、参加申し出者の書類審査をしているところでございまして、7月下旬に選定審査会を開催し、契約は8月の中旬を見込んでおります。

なお、設計業務は、市民利用、議会機能、執務環境、防災面等、全ての新庁舎としての形態を具体化していくもので、旭市新庁舎建設市民会議委員について、市議会から2名の就任をいただき、6月19日付の通知によりまして、本委員会の平野忠作議員と、それから林正一郎議員に就任をいただき、今後より一層充実した協議内容にしたいと考えているところでございます。

今後も議会や市民の皆様方の意見を聞きながら、年度内の基本設計の完成を目指し、平成30年度末には実施設計を完成し、31年度から工事着手できるよう進めてまいりたいと考えて

おりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、津波避難施設（築山）整備事業の進捗状況を申し上げます。

築山整備におきましては、平成28年度、昨年度に用地取得が終了し、本年3月17日に、主に地盤改良を目的とした造成工事を契約し、今年度へ繰り越したところでございます。

現在は、現場事務所及び防砂ネットの設置が終わり、田の部分の埋め立てを行うため、土砂搬入に向けて準備を進めているところでございます。

本日、現地調査を行っていただける予定でございますが、現場は、動いているような状況でないことをあらかじめ報告させていただきます。

埋め立てに使用する土砂は、経費削減のため、下水道浄化センター内に仮置きしております市内の道路工事等で発生した建設残土を使用することとしております。全部賄えるかどうかは別として、建設残土を使用いたします。なお、搬入する土砂につきましては、千葉県残土条例の許可基準でございます地質分析調査を行い、基準値を下回っていることを確認しているところでございます。

土砂の搬入が終了した後、液状化対策のための地盤改良を行う予定で、工法としては、セメント系の改良材を地盤内で攪拌混合し、非液状化層を構築するものでございます。

今回の地盤改良を目的とした造成工事の完了は、10月23日の予定となっております。

また、造成工事と並行して、現在、築山本体工事、盛り土工事の発注の準備を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは、2点ご報告させていただきます。

両面刷り1枚の資料、平成28年度「道の駅季楽里あさひ」実績報告書をご覧いただきたいと思っております。

今定例会の報告第5号で、株式会社季楽里あさひの事業経営状況を報告させていただいておりますが、加えて、部会別売上と年度末の出荷者数等について、資料に記載のとおり報告いたします。

続きまして、資料はございませんが、旭市地域公共交通会議委員の就任について説明を申し上げます。

このたび、市議会から向後悦世議員に委員就任いただく旭市地域公共交通会議です。

この組織は、地域住民の生活に必要なバス等の確保やその利便の増進を図り、地域の実情

に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、副市長を会長とし、公共交通事業者や利用者の代表、国や県の関係機関の代表者で設置しております。

なお、今年度、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにし、市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築することを目的に、公共交通政策のマスタープランとなる旭市地域公共交通網形成計画の策定を予定しております。よりよい地域公共交通網を構築してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上で、企画政策課所管の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 所管課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

有田委員。

○委員（有田恵子） 総務課長の答弁で、補助金の返還なしの承認をいただいているという条件が、取り壊しの完了を報告することだということですが、取り壊しというのは、どこの取り壊しでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 有田委員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えいたします。

このたび、庁舎を予定しております1万平米のうちの、表面的には芝生とタイル等が張ってありますが、それを撤去した段階で、そこら辺の撤去した完成写真を国のほうに報告すると。それが処分が完了したということになるかと思えます。表層の芝とかタイルを取り剥がした段階です。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） 文化の杜の敷地のそこの取り壊しですか。今れんががあって、ちょうどその切る予定のところの取り壊しのことを言っているわけですか。

（発言する人あり）

○委員長（伊藤 保） ほかにありますか。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） すみません。私から季楽里あさひのことについて、これは応援する立場から幾つかお伺いしたいんですけれども、これは部門別会計というのをまずやっているのかどうか、決算書のほうからはちょっと分からないんですが、売上げのほうは部門別になって

いるんですが、特にレストランの部分について、レストラン部分の経費がどのぐらいかかっているのか、採算がどうなのかという、その辺をお伺いしたいと思います。

また、併せてレストランの評判がどうかということをお伺いできればと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 今、細かい資料を持っていないので、すみません。

レストランのほうは、去年の秋過ぎから結構いい状態が続いていて、入場者数も今年の5月の連休なんかは300人を超えたとか、そういうような日もあるようで、収支改善しているというような話は聞いております。

部門別の会計ですが、これは道の駅のほうで実際この集計をしているわけじゃなくて、レジの集計作業でやった後に、もう1回手作業の部分もあって、なかなかこれを出すのは大変で、ふだんはこの会計でやっていないもので、この会計そのもので収支というような分け方はしておりません。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでしたら、ちょっとそうするとレストランの売上げは、感覚値でうまく収支が、販管費でもって全部一緒に入ってしまったと思うので、これ、もしできれば部門別にレストランの収支とか出せるようでしたら、資料のほう、お願いできればと思うんですけれども。

好転しているということはお伺いしてはいるんですけれども、もし出せれば、資料のほうでお願いしたいのと、あとこれは傾向で構わないんですけれども、現状で市内、市外での来店者数というのがどのぐらいの割合になっているのか。この場合は、ちょっと出ないかもしれないけれども、もし季楽里あさひのほうに報告のほう、この場でしか道の駅に関してのことは質問できませんので、後ほど季楽里あさひのほうから資料をいただければと思うんですが、市内、市外の傾向ということで構いません。数値は、はっきりとしたものは出ないと思いますので。

あともう一点、季楽里あさひに期待されているものとして、一つは、こういった売上げももちろんそうなんですけれども、食、観光の発信拠点としての情報発信という意味で期待されている部分も多いわけでごさいます、今後どういったことを打っていくというつもりでいるのか、これも季楽里あさひのほうに聞いてみないとということだと思っておりますけれども、この場でしか聞きようがありませんので、分かる限りでお願いできたらと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 例えば何かの会員とかというカードを作ったりとか、そういう区別はしておりませんので、買っている方の住所は、ふだんレジでは全然分からないので、それは、要はイベントをやった、例えばバスが来たとか、そういうときには市外の方は多くなりますが、ふだんの会計では全くそれは分からないというのが現状だと思います。

それと、どのようなことをやっていくかということの中で、例えば今、商工観光課のほうでやっておりますが、バスの誘致、そういうものをしていって、外からの人を呼び込むというようなことに力を入れていきたいということは、企画のほうでも考えております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時37分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保